

招待講演等の講師における謝金規則

2016年6月4日
制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人社会情報学会定款第4条第1号に定める学会大会、シンポジウム、講演会並びに研究会等における招待講演、特別講演および講演会等の講師（以下「招待講演等の講師」という。）の謝金の支給に対して必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 招待講演等の講師の謝金の支給の可否については、学会大会実行委員会、シンポジウム、講演会、研究会等開催主催者（以下「実行組織」という。）が決定し、会長の承認を必要とする。

(講師謝金)

第3条 招待講演等の講師の謝金の額は、税抜き10,000円を限度として、支給の可否については、実行組織で決定し、会長の承認を必要とする。ただし、限度額を超える額が妥当であると実行組織が判断した場合は、理事会の議を経て、会長の承認により支給することができる。

(規則の改廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

1 この規則は、2016年4月1日から遡及して施行する。

附 則

1 この規則は、2020年12月12日に施行する。